

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年度（2019年度）第23回（定例会）

署名人 平良 浩

教育長 田端 - 正

開催日時 令和元年（2020年）3月25日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時40分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、松田信男副参事、赤嶺明日香主幹、具志川朝彦主幹、
奥浜隼人主査、平良俊弥主査、平安真希子主査

（生涯学習課）砂川龍也課長、稲森恵子主幹

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

（学校教育課）佐久田悟課長、石原昌英副参事、石川泰江副参事、島袋元治副参事、菊地智裕副参事、
新垣朝成管理主事、春木明子指導主事、名嘉めぐみ指導主事

（教育相談課）宇根克課長、饒平名るみ子主幹

（学校給食課）伊禮弘匡課長、仲村功学校給食センター所長、又吉剛主幹、幸地英子主査

【市民文化部】渡慶次一司副部長

（文化財課）末吉正睦課長、國吉裕子主幹、新屋佳代主幹

議事日程 ※日程 11、日程 19、日程 20 は非公開案件に該当。ただし、日程 20 の会議録は計画策定後に公開。

- 1 議案第36号 那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について【学校給食課】

- 2 報告1 第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）【文化財課】
- 3 報告2 令和元年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について【総務課】
- 4 議案第38号 那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則制定について
【教育相談課】
- 5 議案第39号 那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則制定について
【生涯学習課】
- 6 議案第40号 那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について【生涯学習課】
- 7 議案第41号 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令制定について
【生涯学習課】
- 8 議案第42号 小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則制定について【学校教育課】
- 9 議案第43号 那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について
【学校教育課】
- 10 議案第44号 那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について
【学校教育課】
- 11 報告3 教育長が専決したことについて
※教職員の退職について内申【学校教育課】
- 12 議案第45号 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 13 議案第46号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について
【総務課】
- 14 議案第47号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 15 議案第48号 那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則制定について
【総務課】
- 16 議案第49号 那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 17 議案第50号 地方公務員法第23条の2第3項に基づく協議について【総務課】
- 18 議案第51号 那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について【総務課】
- 19 報告4 職員人事（採用）に関する教育長の専決について【総務課】
- 20 議案第37号 「那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画」の策定について【総務課】

田端教育長 令和元年度第23回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは議案第36号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第36号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、城岳学校給食センターの廃止及び開南小学校給食調理場改築事業に伴う受配校の変更及び追加並びに受配校の並びを整理するため、この案を提出する。詳細については、学校給食課長より説明いたします。

田端教育長 伊禮学校給食課長、お願いします。

伊禮課長 よろしくお願いします。今回の改正につきましては、城岳学校給食センターの廃止と開南小学校給食調理場の改築事業に伴って改正するものでございます。まず、城岳学校給食センターは今年度で廃止しますので、城岳小学校と天妃小学校につきましては、小禄学校給食センターの受配校に変更いたします。開南小学校も給食調理場の改築事業が始まりますので、それに伴い、小禄学校給食センターの受配校に変更いたします。また、現行規則の受配校の並びが不規則であったため、那覇市立学校設置条例の学校順へ並び替えて整理いたしました。以上でございます。

田端教育長 ありがとうございます。ただいまの件について、ご意見ご質問をお願いします。大丈夫ですか。それでは、ご意見ご質問がないということでありますので、議案第36号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第36号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」の説明をお願いいたします。市民文化部渡慶次副部長、お願いします。

渡慶次副部長 それでは報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」第2次教育振興基本計画の文化財課関係分の進捗状況について、別紙のとおり報告する。令和2年3月25日提出。教育長 田端一正。報告理由 第2次教育振興基本計画の文化財課関係分の進捗状況について、那覇市目標管理制度の書式を活用して報告する。詳細は文化財課から説明いたします。

田端教育長 末吉文化財課長、お願いします。

末吉課長 令和元年度文化財課組織目標の第2次那覇市教育振興基本計画に関連する2つの組織目標の達成状況について報告いたします。資料の1ページをお願いします。市長部局では組織目標管理制度を導入しておりまして、お手元の資料は組織目標を管理する

シートでございます。まず組織目標の1つ目、玉陵、識名園、歴史博物館、壺屋焼物博物館の入園・入館者の増でございます。達成水準は、第5次総合計画の施策28「文化が保存され継承されるまちをつくる」の基準年度である平成28年度の入園・入館者数17万9,206人の2%増、3,584人を加えた18万2,790人以上でございます。2ページをご覧ください。今年度4月から2月までの11ヶ月間、4施設の入園・入館者は21万2,928人となっております。達成水準の18万2,790人から3万138人上回り目標を達成しております。なお、4施設ともに2月末時点で前年度の年間入館者数を既に上回っております。昨年10月におきました首里城火災以後、首里城見学を変更し、玉陵や識名園を訪れた観光客が増加したことが主な要因と考えております。1ページに戻りまして、組織目標の2つ目、収蔵庫の確保及びあり方の検討でございます。こちらも目標を達成しております。収蔵庫とは埋蔵文化財の発掘・調査で出土いたしました遺物を保管する倉庫のことでございます。今年度の取り組みといたしましては、仲井真収蔵庫を撤去し収蔵している出土遺物を南風原町に所在するエコマール那覇プラザ棟に移すとともに、旧めおと橋保育所を改修いたしまして収蔵庫として使用開始しております。現在、出土遺物を収蔵している収蔵庫は、エコマール那覇プラザ棟、旧めおと橋保育所、南風原収蔵庫、那覇市民会館1階ホール、安謝小学校、とまりんの6ヶ所でございます。今年度はワーキンググループ会議を2回開催いたしました。第1回目の会議では那覇市民会館に収蔵している出土遺物の移転先について、第2回の会議では浦添市の収蔵展示施設「浦添市歴史にふれる館」の視察報告を受けた後、本市の埋蔵文化財センターの建設に向けて、施設規模、建設事業費、土地取得費等について検討を行っております。那覇市民会館に収蔵している出土遺物の移転先や埋蔵文化財センターの建設に向けましては、次年度以降も継続して検討を行うこととしております。以上が文化財課の組織目標の達成状況の説明でございます。

田端教育長 ありがとうございます。では、ただいまの件について、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 大変お疲れ様です。新聞等の情報ですが、首里城の復元に伴って中城御殿（なかぐすくうどうん）や内間御殿（うちまうどうん）などの改造も方向性として要請されているなかで、そうすると今後、埋蔵文化財がどんどん増えていく可能性がありますよね。

田端教育長 発掘をすれば埋蔵文化財は増えるだろうということで、収蔵庫が足りるのか、見通しのことですね。

本仲委員 はい。

末吉課長 現在、文化財課が管理しております収蔵庫は、先程ご説明したとおり6ヶ所ございます。現在、遺物収蔵コンテナ数は約2万1,000コンテナを所有しています。中城御殿（なかぐすくうどうん）の発掘・調査等は県が主体的に行うものと考えておりますけれども、今後、那覇軍港の移設に伴って大規模な発掘・調査が行われるものと

想定しておりまして、その出土遺物を保管する収蔵庫の確保につきましては課題となっております。ワーキンググループで検討している最中でございます。

本仲委員 課題であるということですね。わかりました。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 仲井真収蔵庫の移転先でありますエコマール那覇プラザ棟の場所、どういう事業所なのか教えてください。

末吉課長 エコマール那覇プラザ棟は南風原町にあります本市のごみ焼却施設の敷地内にある建物でございまして、1階部分を収蔵庫として借用しております。クリーン推進課が所管しております。

喜屋武委員 わかりました。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」は、これで終了したいと思います。

続きまして、報告2「令和元年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 報告2「令和元年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」令和元年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について、別紙のとおり報告する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 令和元年度におけるマネジメントシステムについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、その実施結果を報告する。総務課が説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 それでは、ページを捲っていただきまして、1ページをお願いします。上段に記載しております目的等につきましては、これまでも説明させていただいておりますので割愛いたしまして、中段のほうの表1、表1のほうをご覧ください。達成状況を示しております。それから、その下に表2ということがありまして、達成状況の区分を記載しております。併せて、ご覧ください。達成状況としましては、全事業31件ございまして、達成が17件で54.9%、概ね達成が12件で38.7%、一部達成が1件で3.2%、未達成が1件ございます。達成、概ね達成を合わせますと29件になりまして93.6%という結果になります。2ページをご覧ください。マネジメントの年間スケジュールでございます。後程、これをご覧ください。なっていたきたいと思います。

続きまして3ページをご覧ください。マネジメント区分ごと、教育長マネジメント、部長、課長マネジメントとございますけれども、この主要事業別集計表でございます。生涯学習部については11件、学校教育部では20件、合計31件の事業について進捗管理を行ったということになります。

続きまして4ページをお願いします。ここではマネジメント達成状況の状況別集計表ということで、各事務事業ごとの達成状況を一覧にしております。5ページ以降

につきましては、それぞれの事業の具体的な内容につきまして掲載をしております。
この中からいくつか担当からご説明させていただきます。

田端教育長 奥浜主査、お願いします。

奥浜主査 大変申し訳ありませんが資料の修正が一部ありまして、こちらからご説明いたします。7ページをお願いいたします。No3「那覇市健康ウォーキング推進事業」の備考欄をご覧ください。備考欄に、達成状況の説明がありますが、こちらの上から4行目をご覧ください。公立公民館と連携して、ウォーキング講座を実施、延べ177人が参加とありますが、延べ234人へ修正をお願いいたします。あと、アンケートの回答者の94.7%がウォーキングを続けたいと回答とありますが、98.1%への修正をお願いいたします。

それでは5ページをお願いいたします。No1「地域学校協働活動推進事業」をご覧ください。今回例年の報告内容から1箇所変更しております。具体的には、備考欄に達成状況の説明を新たに記入しております。年度目標の達成に向けて取り組んだ内容等をわかりやすくするために追加しております。年度目標が①と②の2つありますが、すべて達成しております。達成状況の説明としましては、「地域学校協働活動推進員設置要綱」等を整備し、教職員やPTA、地域の皆様への説明を行いました。12月には、協働活動推進委員1人をモデル校の大名小学校に配置し、事業を開始しております。今後の予定事項としましては、モデル校での実施検証を踏まえ、仕組みづくりについて検討するというところでございます。

次にNo2「小中一貫教育の推進」をご覧ください。年度目標が①から③の3つありますが、概ね達成しております。達成状況の説明としましては、①グループの課題や良さに対応した取組が共通実践として全グループに設定され、アンケートでも児童生徒の意識の向上に繋がっていたことから、取組の充実が図られたと考える。②学習に関するテーマが全グループに設定されたことにより、小中合同授業研究会が焦点化した。③生徒指導部会を年3回以上実施した学校の割合は95%で全グループの平均回数は6.5回である。生徒指導における小中一貫のニーズが高まっていると捉えられるということであります。今後の予定事項及び課題としましては、令和2年度から各グループにおける確立を目指す第3ステージに入りますので、全ての学年や全ての教科の教員が同じ視点を持って、教員や児童生徒が主体的に取り組むことができる体制づくりが必要である。そのため、教科横断的な授業研究や児童生徒による自治的な活動に取り組むということであります。

それでは、12ページをお願いします。No1「組織体制における課題の整理」をご覧ください。「第3次那覇市教育委員会中期定員管理計画」の策定を年度目標としていましたが、計画策定に大きな影響を与える会計年度任用職員制度の運用状況、沖縄振興特別推進交付金事業終了後の事業展開、定年延長等が現状では見通すことができないことから、中期的方向性を示す計画策定は困難であると判断し、今年度の計画策定は見送るということで、未達成となっております。今後の予定事項及び課題とし

ましては、中期定員管理計画の策定は、会計年度任用職員制度の運用状況や定年延長等を見据えながら検討します。また、令和3年度以降の定員管理については、整理した課題をもとに、状況の変化にも対応しながら組織体制の構築を図っていくということとであります。

それでは、13ページをお願いします。No5「図書館運営事業の指標と目標値の設定及び評価」をご覧ください。年度目標①と②の2つありますが、一部達成となっております。達成状況の説明としましては、①レファレンス件数の実績は970件で、目標値1,100件に届いていないことから年度目標の①は未達成となっております。②おはなし会参加者の満足度は5点満点中平均4.6点で、年度目標②のみ達成しましたので、一部達成という評価になっております。レファレンス件数が未達成の理由としましては、近年の電子書籍の普及や図書離れ、新型コロナウイルスによる閉館などがあり、市立図書館の利用者が減少したこと、インターネット等により調べものの検索が容易になったことが、レファレンス件数の減少につながった要因と考えられるということとであります。今後の予定事項及び課題としましては、毎月第4土曜日におはなし会とあわせて、中央図書館ではおもちゃ病院を開催しています。これにより、新たな利用者と呼び込むこととなります。令和2年度は、石嶺図書館と首里図書館にも拡充する計画があるとのこととです。また、南部徳洲会病院と連携をして医療講座を開催し、「図書館の上手な利用の仕方」というテーマで図書館について紹介しました。令和2年度も継続して行い、利用者の増を図るということでございます。説明は以上です。よろしくをお願いします。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 13ページの5番コロナウイルスによる閉館の影響とありますが、どのくらい減ったかという数字はでていますか。

田端教育長 奥濱主査、どうぞ。

奥濱主査 まだ数字的な集計はできていないとのこととです。

比嘉委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 補足説明を山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 閉館というよりも一部利用サービスの制限を行っています。閲覧室での図書の貸出等の検索はできません。インターネットで本の予約や貸し出しは行っています。

比嘉委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 期間は2週間でしたか。

山内部長 小中学校の子ども達の休校を受けまして2週間閉館にしています。

比嘉委員 わかりました。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 9ページの「校務支援システムの導入」について、基本操作の研修はどのような状況ですか。なかなか校務支援システムの使い勝手がわからないという先生方が何名か

いるという話を聞いていますが。

田端教育長 奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 中学校は県の校務支援システムを前もって使用していますので、ある程度の操作は慣れていると思います。新しいソフトですので多少の戸惑いはあるとは思いますが活用はされていると思います。小学校は全くはじめてになりますので、研修をやりながら通知表の活用はされていると思います。指導要録はこれから活用するという形になってございます。実態調査はしておりませんが、研修を重ねて次年度以降活用できるように取り組んでおります。

本仲委員 非常に使い勝手がでてくると良いと思います。今までは中学3年生と高校、小学校6年と中学校との指導要録の連携など、手書きの時代は非常に大変でした。校務支援システムが充分に活用できれば良いなと非常に期待をしています。以上です。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 17ページの13番の「学習支援システムの取り組み」の中で、一番目の①過卒生の現状を早目に捉えているとありますが過卒生で高校受験を考えている方は何人位いますか。

田端教育長 宇根課長、お願いします。

宇根課長 昨年度はおりませんでした。今年度はおりまして合格しております。

田端教育長 多い時もありましたか。

宇根課長 大体1人か2人です。

宇根課長 学校から繋がらないと支援できないので、その繋がりがなかなかできていないのかなと。

田端教育長 よろしいでしょうか。

平良委員 はい。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 17ページの12番「不登校対策の取り組み」なんですけど、達成ではなくて概ね達成と言われている、何をもって概ね達成なのかなということを具体的に教えていただければと思います。

田端教育長 宇根教育相談課長、どうぞ。

宇根課長 端的に言えば不登校が減っていないということが達成とは言い切れない部分があります。教育相談課の事業としては不登校の子ども達の自立の支援をするということでありますけれども、学校の不登校自体は右肩上がりの状況でありますので、概ね達成ということでもあります。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 非常に本市の課題であります。よろしいでしょうか。

喜屋武委員 はい。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。一部未達成、未達成がありますので、今後しっかり取り組んで参ります。ほかにご質問がないということでもありますの

で、報告2「令和元年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」はここで終了したいと思います。

続きまして、議案第38号「那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長

議案第38号「那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則制定について」那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 会計年度任用職員制度導入に伴い、職の見直しをしたことから、所要の規定の整備を行う必要があるため、この案を提出する。詳細は教育相談課から説明いたします。

宇根課長

饒平名主幹よりご説明いたします。

田端教育長

饒平名主幹お願いします。

饒平名主幹

1 ページ目をご覧くださいませでしょうか。那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則ということで、こちらの第2条2項「指導員は、非常勤とする」という一文を削除することになります。青少年指導員は、中学校区内に配置されておりまして、主に非番巡回であったり、不登校気味の子の相談などの活動を行っております。月2回程度、1回につき2時間程度という活動ですので、令和2年度から採用されます会計年度任用職員の非常勤職とは一致させづらいということがございまして、非常勤という職もなくなることから同じような扱いをしないということで、この一文を削除することになっております。ただ、任期としましては2年間で任命しておりますので、お仕事の方はそのまま継続していただくという形の改正になっております。

田端教育長

形としてはボランティアですか。

宇根課長

有償ボランティアで報償費が出ます。

田端教育長

報償費が出るとのことですね。

饒平名主幹

はい。報償費が出ます。今までと同じように1回2時間程度で1回あたり2千円という金額になっております。

田端教育長

はい、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。会計年度任用職員にはそぐわないということですね。有償ボランティアという位置付けということでもあります。中学校17校に何人いらっしゃいますか。

饒平名主幹

今現在1校4人から5人です。

宇根課長

中学校全体では74人です。

田端教育長

中学校で74人ということでもあります。それでは、議案第38号「那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

田端教育長

ありがとうございます。議案第38号「那覇市青少年指導員に関する規則の一部改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして議案第39号「那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則

制定について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第39号「那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則制定について」那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 会計年度任用職員への移行に伴い、那覇市社会教育指導員に関する規則を廃止する必要があるため、この案を提出する。詳細については、生涯学習課から説明いたします。

田端教育長 生涯学習課、稲森主幹をお願いします。

稲森主幹 現在、生涯学習課の非常勤として設置されている社会教育指導員について、会計年度任用職員に移行に伴い職務整理を行って、2ページの「那覇市社会教育指導員設置に関する規則」を廃止し、社会教育指導員の勤務状況にあった形で要綱を整備いたします。新しく整備する内容が3ページの資料2でございます。現在、社会教育指導員は指定管理を除く那覇市の5館の公民館と生涯学習課に配置されているということで、合計12人を配置する予定です。

田端教育長 2ページの資料1の規則を廃止して、3ページの資料2の要綱に変えるということであります。ご意見、ご質問をお願いします。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 一番大きく変わるのはどこになりますか。

田端教育長 砂川課長、どうぞ。

砂川課長 資料3ページの第5条の勤務時間について、(1)午前8時30分から午後5時までの勤務、(2)午後1時から午後9時30分までの勤務形態となっております。講座を行う場合に時間外等をしていただくよりも午後から出勤していただいて対応する形の2種類の勤務形態を今回ご用意してございます。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかに質問がないということですので、議案第39号「那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第39号「那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則制定について」は、議決いたしました。

続いて議案第40号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」と議案第41号「非常勤の公民館長の任命および職務等に関する規程を廃止する訓令制定について」は関連いたしますので、一括でお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第40号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 非常勤職員である館長を廃止することから、所要の規定の整備を行う必要があるため、この案を提出する。議案第41号「非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令制定について」、

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市公民館条例施行規則の一部改正に伴い、非常勤公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令を制定する必要があるため、この案を提出する。説明は生涯学習課から行います。

田端教育長 稲森主幹、お願いします。

稲森主幹 お願いいたします。那覇市公民館条例施行規則の改正のなかで、非常勤の館長の部分を削除するという内容になっております。1ページをご覧ください。非常勤の館長ということで、具体的には、若狭公民館で平成16年度から平成21年度に配置していた職になります。ただ、これが会計年度任用職員の制度へ移行となり、非常勤職ではなくなることで、しばらく採用の予定がないということで、該当する職がなくなりますので、こちらを削除して次項の条文を繰り上げる内容になっております。

議案第41号については、第14条の廃止に伴って関連して定められている規程がございますので、それを廃止するというものになっております。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。7館の内の2館が指定管理で非常勤の館長が今現在いないということですね。

砂川課長 今現在ですね。若狭公民館と繁多川公民館が指定管理になります。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 今後も非常勤館長ということは全く考えないですよということですか。

田端教育長 砂川課長、どうぞ。

砂川課長 非常勤という職はなくなるので削除いたしますけれども、今後、直営での運営を行うこととなった場合、非常勤館長ではなく会計年度任用職員としての館長になります。直営や指定管理等、運営の在り方については、現場の状況をみながら検討していきたいというふうには思っております。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第40号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 続きまして、議案第41号「非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第40号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正規則制定について」と議案第41号「非常勤の公民館長の任命および職務等に関する規程を廃止する訓令制定について」は、議決いたしました。

議案第42号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第42号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則制定について」小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する

規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 会計年度任用職員への移行に伴い、小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する必要があるため、この案を提出する。詳細は学校教育課から説明いたします。

田端教育長 学校教育課岸本さん、お願いします。

岸本主任主事 ご説明いたします。小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分は令和2年3月31日をもって終了いたします。よって、資料1にお示ししております身分取扱いに関する規則を廃止するために、小中一貫教育に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則を制定する必要が生じたものでございます。なお、令和2年4月1日以降は資料2にお示ししております就労要綱において、会計年度任用職員として就労していただくことになります。以上でございます。

田端教育長 ありがとうございます。ただいまの件について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 大きく変わるところがございますか。

田端教育長 岸本さん、どうぞ。

岸本主任主事 1日の勤務時間が変わります。これまでは、中学校の通常の勤務時間7時間45分と同一でございましたが、令和2年4月以降は6時間30分の勤務時間となっております。そのために就労要綱第6条で勤務時間を明記してございます。

田端教育長 よろしいでしょうか。

比嘉委員 はい。

田端教育長 ほかにありますか。平良委員、どうぞ。

平良委員 臨時教諭の全体の人数を教えてください。

田端教育長 岸本さん、どうぞ。

岸本主任主事 各中学校に1人おりますので、17人でございます。

田端教育長 ほかにありますか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 勤務時間が変更、短縮されることで不具合はありますか。

田端教育長 岸本さん、どうぞ。

岸本主任主事 新年度に向けて各学校長に事前説明会を行いました。学校のカリキュラムに合わせた形での勤務時間調整ができるように、就労要綱第6条で3通りの勤務時間を設定することが可能という形にしております。こちらとしては大きな支障は生じないものと考えております。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 希望者はどのくらいあるのか。

田端教育長 菊地副参事、どうぞ。

菊地副参事 20人の申し込みがあって、そのうち17人は決定する予定となっております。

田端教育長 ほかにありますか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 夏に行われる教員採用試験との関連がありますか。この方たちは教員採用試験を受けていくわけですか。

菊地副参事 受けられる方もおりますし、そのまま退職される方もいらっしゃいます。

田端教育長 奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 実際はこの先生方は他の教職員と違って学級担任はしないとか、部活動はやらないとか縛りを設けています。採用試験を受けたいという方や自分の時間を作りたいという方はこの勤務形態が良いということですね。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 年齢制限はありますか。

田端教育長 岸本さん、どうぞ。

岸本主任主事 会計年度任用職員に関しまして年齢制限はございません。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 大丈夫でしょうか。それでは議案第42号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規定制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第42号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして議案第43号「那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第43号「那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市教科指導員の職の見直しに伴い、所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行う必要があるため、この案を提出する。詳細は、学校教育課から説明いたします。

田端教育長 石川副参事、お願いします。

石川副参事 よろしく願いいたします。まず、教科指導員という文言を教科等指導員へ変更します。これまで、この指導員は、学校教育法で定められている教科のみでしたが、教科以外の道徳などの特別な教科も含め、実際に配置しているものですから、現状に合わせる形で変更する必要がございました。また、指導員は非常勤ということでしたが、それを削除しております。現職の教員や事務局に配置されている指導主事が持っていない教科であるとか、時間的に重なってしまい訪問できない場合に、前もって指導員として委嘱した先生方に指導主事に代わって各学校を指導していただくという規則でございます。これまで、第3条第2項において、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者としておりましたが、実際には現職の学校の先生にしか委嘱していないものですから、現状に合わせて改正しております。この場合、報酬は発生し

ないので削除しております。以上でございます。

田端教育長 では、ただいまの件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思えます。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 教えてください。この教科指導員は、教育事務所の主事補と同じような形ですよ。教育事務所との関連はどうなっていますか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 事務所から主事補の名簿がきますので、お互い名簿を共有しながらすみ分けている状況です。教育事務所の主事補と那覇市の教科等指導員を兼ねることは、最近はありません。

奥間部長 計画訪問する際に教科等指導員の紹介があります。勤務時間内ですから先程の報酬はないということになります。

本仲委員 この方達は、自分達の学校の通常業務を行って、計画訪問であるとか、そういう時に要請されて報酬はないと。メリットは何か。

佐久田課長 メリットは自己研鑽になります。那覇市全体の教育の充実に貢献しているということでございます。

田端教育長 ほかに、ご意見ご質問等がありますか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第43号「那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第43号「那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第44号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第44号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 公立の義務教育諸学校の教育職員の給料等に関する特別措置法の一部改正により、教育職員の業務の適切な管理等を講ずる規定を追加する必要があるため、この案を提出する。詳細は、学校教育課から説明いたします。

田端教育長 島袋副参事、お願いします。

島袋副参事 追加の資料があるので、配布してよろしいでしょうか。

田端教育長 はい、どうぞ。

島袋副参事 給特法の改正がありまして、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため法的根拠を追加するものでございます。具体的には新しく配った資料をご覧ください。原則として1ヶ月45時間、年間360時間、例外として、突発的な事例や、一時的な事例、例えば、大きないじめ問題が生じて、緊急に対応せざる得ない場合、そういった例外の場合は1ヶ月100時間未満、年間720

時間、月平均が80時間、これは年間6月までというような制限がございます。今回、上限を定めて、そして第3項において、その他、必要な事項については、教育長が別に定めるというものでございます。以上になります。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。大丈夫ですか。今配られている資料はこれまでなかったということですか。

島袋副参事 これまでガイドラインとして法的根拠はもたないが、こういう時間に基づいてやっ
てくださいなというようなことでありましたが、給特法の改正によって法的根拠をも
つようになったということです。

田端教育長 法律に合わせて改正したということです。働き方改革の大事な部分であります。こ
れは令和2年4月1日施行ですよ。

島袋副参事 はい。

田端教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第44号「那覇市立小学校及び中学校職員服
務規程の一部を改正する訓令について」、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第44号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定
について」は、議決いたしました。

次に会議の非公開の可否について委員の議決を諮りたいと思います。報告3は人事
案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。報告3を非公開とし
てよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、報告3を非公開とします。関
係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。次に、議案第45号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の
委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたし
ます。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第45号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する
規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の権限に属する事務の
委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和
2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 令和2年度市長事務局の組織
改正及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の規定を整理するため、この案を
提出する。総務課から説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲っていただきまして、1ページが改正の規則案です。3ページの方がわ
かりやすいと思いますので、資料3ページをお願いします。表1がございまして、そ
の中に1から7番まで項目があります。表1の1、これは市費負担職員の給与に関わ
る事務を総務部長へ委任しているものです。枠内の文言を挿入することで改正後は本

務職員に加えてフルタイムの会計年度任用職員についても、その事務を総務部長に委任をするということの内容でございます。それから、表の2、3と6、7の関係でございますけれども、これは情報公開条例の規定による公開請求と個人情報保護条例の規定する審査請求等に係る事務はこれまで市民文化部長に委任をしていました。けれども、この事務も含めて総務部長に委任できるようにするというような規定の整備を行うということでございます。基本的には市民文化部長の部分を総務部長に委任先を変更しましたと。これは市役所の方で組織改正があったということで、担当が総務部長になりましたということに係るものです。以上でございます。

田端教育長 この件について、ご意見ご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは議案第45号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第45号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第46号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第46号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 令和2年度教育委員会の組織改正に伴い、所要の規定を整備するため、この案を提出する。詳細は総務課から説明します。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲っていただきまして1ページ目をご覧ください。改正前が左側、改正後が右側となっております。まず、第5条関係で高校総体推進室を廃止いたします。第9条関係で那覇市人材育成支援センターまーいまいNahaという文言を追加いたします。第19条と第20条関係で幼稚園が全て認定こども園に移行しましたので、主任教諭と教諭の文言を削除いたしました。それから、別表第1関係につきましては、生涯学習課と学校給食課関係の文言を整備したということでございます。説明は以上でございます。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第46号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第46号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

山内部長 所用のため退席いたします。

田端教育長 次に、議案第４７号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長 議案第４７号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和２年３月２５日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市人材育成支援センターまーいまいNahaに勤務する職員の勤務時間及び図書館の勤務する職員の週休日について、所要の規定を整備するため、この案を提出する。詳細は総務課からご説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲りまして、１ページ目の中段以降に改正前の別記というのがございます。改正後が２ページ目、上段の方に改正後というところがございます。人材育成支援センターまーいまいNahaの図書室に勤務する職員に係る規定を整備いたしました。週休日が金曜日になるということと、それから勤務時間の割り振りにつきましては、シフト勤務にかかっておりまして、ここを整備したというのが主な改正ということになります。以上です。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第４７号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第４７号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第４８号「那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします、田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長 議案第４８号「那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則改正について」、那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和２年３月２５日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市行政財産使用料条例の一部改正に伴い、同条例の条項を引用する規定を整理するため、この案を提出する。詳細は総務課からご説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲っていただきまして、提案理由にありますとおり、那覇市行政財産使用料条例の一部改正というのがございまして、条がずれてしまいました。第３条の３に規定されている内容が第３条の２に規定されましたので、その引用している駐車使用規則の一部を改正するということです。引用条項のずれによる改正ということです。形式的な改正になります。

田端教育長　ただいまの件について、ご意見ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第４８号「那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員　異議なし。

田端教育長　ありがとうございます。議案第４８号「那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第４９号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長　議案第４９号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和２年３月２５日提出。教育長　田端一正。提案理由　地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的に任用する職員に係る任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関する規定を整備するため、この案を提出する。詳細は総務課からご説明いたします。

田端教育長　仲程総務課長、お願いします。

仲程課長　ページを捲っていただきまして１ページをご覧ください。会計年度任用職員制度と関連していることでございまして、まず、第３条関係になりますけれども、これまで本務職員が病気休暇、介護休暇、特別休暇、休職等した場合の代替職員として臨時職員を任用してきました。しかし、改正後については、災害その他重大な事故のため緊急の場合、或いは１年以内に廃止されることが予想される職に任用する場合に臨時職員を任用することができるという内容に変更しております。それからページを捲りまして、第４条関係で任用の年齢制限を撤廃したという内容です。それから第９条関係につきましては、市長規則等々の改正がございましたので、その改正に合わせて任用の規定を整備したという内容でございます。

田端教育長　ただいま件につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。年齢制限はなしということでございます。大丈夫でしょうか。それでは、議案第４９号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員　異議なし。

田端教育長　ありがとうございます。議案第４９号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第５０号「地方公務員法第２３条の２第３項に基づく協議について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長　議案第５０号「地方公務員法第２３条の２第３項に基づく協議について」、地方公務員法第２３条の２第３項に基づく協議について、別紙のとおり依頼する。令和２年３月２５日提出。教育長　田端一正。提案理由　那覇市教育委員会事務局等職員の

人事評価実施規程の一部を改正する訓令制定について市長との協議を行うため、この議案を提出する。詳細は総務課からご説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 会計年度任用職員制度になりますけれども、それにつきましても人事評価制度の対象になるということで、その規程を整備するというのが主な改正でございます。第20条関係が大きな改正ということでございます。人事評価制度の内容を改正する場合、市長との協議が必要だということで、この案を市長と協議をするという議案でございます。以上です。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第50号「地方公務員法第23条の2第3項に基づく協議について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第50号「地方公務員法第23条の2第3項に基づく協議について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第51号「那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長 議案第51号「那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について」、那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について、別紙のとおり回答する。令和2年3月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市立幼保連携型認定こども園の新たな設置等にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則第2号に基づき、市長から意見を求められているので、この案を提出する。詳細は総務課からご説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 2ページをご覧ください。2ページが市長の方から意見をいただくとの内容が載っているものでございます。2ページの2、認定こども園に移行する施設として（1）久場川みらいこども園と（2）宇栄原みらいこども園になります。3の廃止するこども園が（1）石嶺こども園となっております。この件について、教育委員会の意見はどうかということの意見聴取という手続きがございます。それに対して1ページ、私ども教育委員会としてはその内容に同意しますという回答をするという議案でございます。以上でございます。

田端教育長 この件について、ご意見ご質問ありますでしょうか。

仲程課長 補足をよろしいでしょうか。

田端教育長 はい、仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 3ページの3、石嶺こども園を廃止いたしますけれども、これは公私連携型へ移行することに伴う廃止ということだそうです。令和3年4月を目途に石嶺小学校の校舎の改築に合わせまして、公立だったものを公私連携型認定こども園へ移行する予定と

いうことで、公立としては今回廃止をするということになります。

田端教育長 3 ページの 4、その他の部分について補足していただけますか。

仲程課長 この部分は意見聴取の中に入っていますけれども、移行や廃止という内容ではなく、天久保育所が天久こども園に統合する内容になっておりまして、意見の聴取の内容とは別だということであります。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第 5 1 号「那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第 5 1 号「那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について」は、議決いたしました。

次に、会議の非公開の可否について委員の議決を諮りたいと思います。報告 4 は人事案件であるため、議案第 3 7 号は公表前の内容が含まれるため非公開とすることが適当であると思われます。議案第 3 7 号の会議録は計画策定後に公開したいと思えます。報告 4 と議案第 3 7 号は非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのことですので、報告 4 と議案第 3 7 号は非公開といたします。関係者以外は退出をお願いします。

～ 非公開 ～

続きまして、議案第 3 7 号「那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長 議案第 3 7 号「那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について」、那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画について、別紙のとおり策定する。令和 2 年 3 月 25 日提出。教育長 田端 一正。提案理由 障害者の雇用促進等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 により、上記計画を策定する必要があるため、この議案を提出する。詳細は総務課からご説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 4 ページをご覧ください。障害者の雇用の促進等に関する法律の抜粋でございます。第 7 条の 3 の方で、障害者活躍推進計画を策定しなければならないということがございまして、今回の計画案が 1 ページから 3 ページまでになりますけれども、計画期間が令和 2 年 4 月 1 日から 5 年間という形にしております。那覇市教育委員会における障害者雇用に関する課題、障害者の採用に関する事項、障害者が職場に定着し活躍できる職場づくりに関する事項等々を記載しております。説明は以上でございます。

田端教育長 この件について、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 少し補足説明いたします。法定雇用率というのがございます。自治体は 2.5 とい

うことになっておりまして、次年度までは2.5を何とか確保できそうなんです、このまま令和3年度以降任用がなければ、令和3年度は今年度よりも下回るような状況になります。ですから、それを確保するという面からすると、次年度は何らかの形で、雇用に努めていかなければならないという考えです。これについては、試験をするとか、任用の形態はどうするとか、どういう業務が適当であるとか、この中にも明記してございますが、そういう検討を市長部局があわせて検討していきたいというふうに考えております。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 こういう方達は、具体的にはどのような業務に就いていますか。

仲程課長 まず、肢体不自由の調理員がおります。行政事務にもおります。聴覚障害の調理員もおります。昔、風疹になった方々が定年間近になります。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。ご意見ご質問がないということでありますので、議案第37号「那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第37号「那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について」は、議決いたしました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして、令和元年度第23回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第36号	那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第37号	那覇市教育委員会障がい者活躍推進計画」の策定について	原案どおり可決
議案第38号	那覇市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第39号	那覇市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則制定について	原案どおり可決
議案第40号	那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第41号	非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を廃止する訓令制定について	原案どおり可決
議案第42号	小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則を廃止する規則制定について	原案どおり可決

議案第43号	那覇市教科指導員設置に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第44号	那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について	原案どおり可決
議案第45号	那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第46号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第47号	特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第48号	那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第49号	那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第50号	地方公務員法第23条の2第3項に基づく協議について	原案どおり可決
議案第51号	那覇市立幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について	原案どおり可決